

# 鎌ヶ谷市消費生活センターかわらばん第21号

## 理解度チェック

(広報かまがや令和6年9月1日号掲載)

### 【覚えのない未納料金請求の電話に注意！】



#### 事例

電話会社を名乗り「利用料金が1年間未納だ。詳しい説明は1番を押して。」と自動音声の電話があった。オペレーターにつながると「法的措置をとる。本日中にコンビニで30万円分のプリペイド型電子マネーを購入し、番号を教えれば訴訟は取り下げる。」と言われた。覚えのない請求なので支払いたくない。

#### アドバイス

実在する事業者をかたり、電話やスマートフォンのSNSで架空の未払金や覚えのないサイトの利用料を請求される詐欺的手口に関する相談が寄せられています。絶対に支払いに応じないようにしましょう。個人情報を聞き出す例もあり、新たな被害につながる恐れもあります。

- ・ 知らない番号からの電話には出ない、無視する、かけ直さない。
- ・ 不明な点があれば、自分で事業者の正規の連絡先を調べて問い合わせてください。
- ・ 不安なときは、消費生活センターや警察に相談しましょう。



#### 【問題】

「未納の料金があるので、支払わなければ法的措置をとる」と電話会社から電話がかかってきた。不安ではあったが、心当たりがなく怖かったので、対応せず電話を切ってしまった。

#### 【答え】 ○

覚えのない支払いには、応じないようにしましょう。不安が残るようであれば、電話で指定された連絡先でなく、自分で事業者の連絡先を調べて、問い合わせるようにしましょう。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は

**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。

場所:鎌ヶ谷市役所2階 商工観光課内

電話:047-445-1246

時間:平日(土日祝日・年末年始除く) 10時~12時 13時~16時

